

第2次北九州市いきいき長寿プラン（令和4年度）
認知症対応型共同生活介護公募選定結果

法人名	社会福祉法人 年長者の里		選定 結果	<u>選定</u>	
代表者	理事長 芳賀 晟壽				
設置場所	戸畑区夜宮三丁目				
評 価 結 果	評価項目		配点	評価	得点
	基本方針・運営方針に関するもの	法人の経営理念及び施設の基本方針	5.0	C	3.0
		安定した事業運営に向けた取組み	5.0	B	4.0
		利用者一人ひとりへの質の高いサービス提供	4.0	B	3.2
		認知症高齢者ケア	5.0	B	4.0
		人材の確保と定着	4.0	B	3.2
		職員の育成、職場環境	4.0	B	3.2
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	C	1.8
		個人情報保護対策	4.0	B	3.2
		利用者の尊厳の保持	4.0	C	2.4
		衛生管理等の対策	4.0	C	2.4
		苦情解決の仕組み	4.0	C	2.4
		虐待防止対策、身体拘束廃止	4.0	C	2.4
		事故防止対策及び事故発生時の対応	4.0	C	2.4
		非常災害対策	4.0	B	3.2
		地域との連携	5.0	B	4.0
		医療と介護の連携	4.0	B	3.2
		地域包括ケアへの取組み	4.0	B	3.2
		施設面での特徴	5.0	B	4.0
	その他創意工夫や取組みの特徴	4.0	B	3.2	
	小 計		80.0	-	58.4
立地面・設置場所に関するもの	立地面での特徴	7.0	C	4.2	
	設置場所	3.0	A	3.0	
	小 計	10.0	-	7.2	
その他	ヒアリング	10.0	-	7.4	
総合評価点		100.0	-	73.0	

評 価	乗 率	備 考
A	100%	特に優れている（高度な能力を有している）
B	80%	優れている（十分な能力を有している）
C	60%	普通（一応の能力を有している）
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

<p style="text-align: center;">選 定 （ 非 選 定 ） 理 由</p>	<p>〔総評〕 今回の提案は、ほぼ各項目において標準のレベルを満たしており、全体として高く評価できる提案内容となっている。 また、ヒアリングにおいても、これまで法人が運営している介護事業の実績や経験を踏まえた応募理由となっており、応募事業を実施する高い意欲が確認された。 プラスの評価となった項目については、以下のとおりである。</p> <p>〔項目ごとの評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「安定した事業運営に向けた取組み」では、財務の健全化を保つ取組みや地域との連携、質の高いサービスの提供など利用者の安定的・継続的な確保に向けた取組みが具体的に提案されている点が評価できる。 ○「利用者一人ひとりへの質の高いサービス提供」「認知症高齢者ケア」では、自分らしさの実現に向けた柔軟なサービス、質の高い認知症ケア、ターミナルケアなどについての取組みが具体的に提案されている点が評価される。 ○「人材の確保と定着」「職員の育成、職場環境」では、魅力ある働きやすい職場環境づくりに向けた設計上の配慮を含めた取組みが具体的に提案されている点が評価できる。 ○「個人情報保護対策」では、個人情報保護のための適正な管理、漏洩防止策などについて、組織体制の整備と併せて具体的な取組みが提案されている点が評価できる。 ○「非常災害対策」では、近隣自治会と防災応援協定を締結し協力体制を構築するなど、地域と一体となった災害対策が具体的に提案されている点が評価できる。 ○「地域との連携」「地域包括ケアへの取組み」では、自治会や小中高校等と連携した地域交流への取組みや地域の高齢者への生活支援などについて、これまでの実績を踏まえた具体的な提案がされている点が評価できる。 ○「医療と介護の連携」では、医療機関と連携し医療面での質の高いケアに取り組むとともに、看取りが実施できる環境の整備に取り組む提案となっている点が評価できる。 ○「施設面での特徴」「その他創意工夫や取組みの特徴」では、地域に向けた情報発信活動に加え、各居室がそれぞれ独立して給気・換気を行う仕様にするなど、感染対策や環境面に配慮した提案となっている点が評価できる。
<p style="text-align: center;">付 帯 条 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○応募時の定員数のおり開設をすること。 ○利用者へのサービスの質の向上のために、職員が安定して働き続けることができるよう処遇の向上に努めること。 ○指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。 ○指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるように努めること。特に隣接住民には十分な説明を行い、施設建設に理解を得られるように努めること。 ○選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じること。この協議が終了しなければ、入札・工事には着手できないこと。 ○開設予定地の自治会等の地縁による団体に加入するなどして地域との交流に努めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。 ○介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすと同時に、地域福祉・地域医療とのネットワークの強化に努め、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。 ○地域密着型サービスの運営を適切に行っていくため、開設までの期間に必要な人材を確保すること。また、開設後においても、運営に支障が生じないよう人材の育成や職員の処遇向上などに努めること。 ○提案の早期実現に向け、十分な組織体制を整えるとともに、開設を安全・円滑に行うため、事前の職員研修等の準備を徹底すること。また、職員のキャリアアップを図るための支援を一層充実させること。

○公募及び審査結果についてお尋ねがありましたら、下記までお問い合わせください。
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課施設サービス係（担当：池知、古賀）
電話：093-582-2771 F A X：093-582-5033（来庁される場合は、事前にご連絡ください。）
北九州市ホームページ：http://www.city.kitakyushu.lg.jp/